

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成 24 年 7 月 27 日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 （仮称）桜木ショッピングセンター テナント館  
所在地 新潟市中央区女池南 1 丁目 1 4 6 8 番 1 外 2 8 筆  
設置者 清水商事（株）

2 変更した事項

(1)大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）高野 力三

（変更後）小池 昭夫

3 変更年月日

平成 24 年 7 月 5 日

4 変更の理由

役員交代による

5 届出年月日

平成 24 年 7 月 18 日

6 縦覧場所

新潟市経済・国際部商業振興課及び新潟市中央区役所地域課

7 縦覧期間

平成 24 年 7 月 27 日から平成 24 年 11 月 27 日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先  
商業振興課商業振興係

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp